議事の経過

午前9時29分 開会

事務局

皆さん、おはようございます。皆様おそろいですので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討 委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、会議の記録作成のため、写真撮影と音声の録音を させていただきますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

I. 委員委嘱式

1 開 会

事務局

ただいまより上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会の 委員委嘱式を開催いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます上尾伊奈資源循環組合事務局 次長の鳥海でございます。よろしくお願いいたします。

2 委員の委嘱

事務局

これより委員の委嘱を執り行いたいと思います。

上尾伊奈資源循環組合の畠山管理者より委員の皆様お一人ずつに委嘱状を交付させていただきます。畠山管理者が荒井委員から順に皆様の前に参りますので、その場にて御起立いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(畠山管理者より委嘱状を交付)

3 管理者あいさつ

事務局 畠山管理者 続きまして、畠山管理者より御挨拶申し上げます。

皆様、おはようございます。ただいま御紹介いただきました管理者の畠 山でございます。

今日は大変お忙しい中御出席を賜りましたこと、厚く御礼申し上げたいと思います。

日頃から皆様におかれましては、両市町のごみの処理行政につきまして 御理解、御協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く 御礼申し上げたいと思います。

さて、上尾市と伊奈町のごみ処理施設は、いずれも稼働開始から 20 年以上が経過し、老朽化による管理コストの増大や、設備の故障あるいはごみ処理施設の安定的な運営に多くの課題がございます。そこで、上尾市と伊奈町は共同でごみ処理を行うことに合意いたしまして、この 4 月 1 日には上尾伊奈資源循環組合を設立し、新たなごみ処理施設の整備に向けて取り組んでいるところでございます。

新たなごみ処理施設は、令和15年度の稼働開始を目指し、上尾市及び伊

奈町の住民の皆さんに親しまれ、誇れるような施設となるよう整備してまいりたいと考えております。

ただいま上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会の委員として御委嘱申し上げました本委員会では、新たなごみ処理施設整備の計画の基礎となる整備方針について御審議いただくこととなっておりますので、忌憚のない御意見を頂ければと存じます。

委員の皆様におかれましては、両市町のごみ処理行政の推進並びに本委 員会に対してお力添えを賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございま すが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

4 閉 会

以上をもちまして、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委 員会委員委嘱式を終了させていただきます。

Ⅱ. 第1回検討委員会

1 開 会

事務局

事務局

事務局

続きまして、第 1 回上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会を開催いたします。

本日は第 1 回の検討委員会ということで、委員長・副委員長が選出されておりませんので、委員長・副委員長が選出されるまでの間、事務局が議事の進行をさせていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

- 次第
- 上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会委員名簿
- ・資料①「上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置 条例」
- ・資料②「上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会会議 の公開について」
- ・資料③「上尾伊奈ごみ広域処理事業の経緯」
- ・資料④「今後の検討事項」
- ・資料⑤「今後のスケジュール」

以上7点でございます。

2 自己紹介

事務局

次第の2、「自己紹介」に移ります。

委員の皆様には、お手元の名簿順に荒井様のほうから自己紹介をお願い いたします。

荒井委員

皆さん、おはようございます。全国都市清掃会議の荒井でございます。 全国都市清掃会議は、全国の市町村・一部事務組合を会員といたしまし て、清掃事業についての調査・研究・普及などを行っている公益社団法人 でございます。

上尾市、伊奈町につきましては御縁がございまして、広域化計画や西貝塚環境センターの長期包括委託についての委員会に参加させていただき、関係してきているところでございます。今回、委員としてまた一緒に仕事ができるということについて非常にうれしく思っています。どうぞよろしくお願いします。

川嵜委員

おはようございます。埼玉県環境科学国際センターの川嵜と申します。

当センターは埼玉県の環境部の研究機関となります。その中で、資源循環・廃棄物担当という、全国で全てにそういう担当があるわけではございませんで、埼玉県は特に公害問題も、ダイオキシン問題とかいろいろあったことからつくられた部門に所属しております。通常は産廃・一般廃棄物に関わらず全てのごみを対象としているのですが、近年はプラスチックのリサイクルについて、県の資源循環推進課とともにリサイクルを進めるためにいろいろ調査・研究をやっています。

上尾市、伊奈町のこの組合に関しては、荒井先生と同様に以前から関わっているので、また関われたことをうれしく思っています。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

長谷川委員

長谷川三雄といいます。

学校におりましたので、環境先進国を中心とした環境政策をライフワークとして行ってきました。どれだけお手伝いができるか分かりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

細田委員

こんにちは。伊奈町環境審議会の細田浩でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

坂本委員 関口委員 上尾市副市長の坂本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

伊奈町で副町長をしております関口と申します。どうぞよろしくお願い 申し上げます。

堀口委員

上尾市環境経済部長の堀口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

久木委員

伊奈町くらし産業統括監の久木と申します。どうぞよろしくお願いいた します。

宮本委員

おはようございます。上尾市自治会連合会から来ました宮本と申しま す。よろしくお願いします。

大貫委員

おはようございます。伊奈町区長会会長の大貫でございます。よろしく お願いいたします。

篠塚委員

上尾市はこちらの新しい施設に 3 地区接していまして、その代表で須ケ谷地区の自治会長の篠塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

波多野委員

おはようございます。今回、上尾伊奈広域ごみ処理施設建設予定地に属します柴中荻区の区長をやっています波多野と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

次に、組合側の紹介をさせていただきます。

初めに畠山管理者から自己紹介をお願いいたします。

畠山管理者

こんにちは。上尾伊奈資源循環組合の管理者をやっております畠山といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、組合事務局職員の自己紹介をお願いいたします。 事務局長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 組合次長の鳥海です。どうぞよろしくお願いいたします。 組合の吉野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 同じく組合事務局の池田と申します。よろしくお願いいたします。 同じく組合事務局の須藤と申します。よろしくお願いいたします。 本日は組合の構成市町の担当者も出席しておりますので、自己紹介をお願いいたします。

上尾市環境政策課

上尾市環境政策課の櫻井と申します。よろしくお願いします。

伊奈町環境対策課

伊奈町環境対策課の齋藤と申します。よろしくお願いします。

事務局

また、基本構想策定の支援を行うコンサルタント会社も出席しておりま すので、自己紹介をお願いします。

日建設計 事務局 日建設計の高津、曽我部、坂西です。よろしくお願いいたします。 自己紹介は以上でございます。皆様、よろしくお願いいたします。

3 上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例 について

事務局

続きまして次第の 3、「上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

皆様、おはようございます。改めまして、組合事務局の吉野と申しま す。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料①です。上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討 委員会設置条例について説明させていただきます。

本条例は、令和5年4月11日に開催いたしました上尾伊奈資源循環組合議会第1回臨時会に提案し、可決されたものでございます。

第 1 条では、新たに建設するごみ広域処理施設の整備に係る必要な事項 を調査審議するため、地方自治法の規定により本委員会を設置するものと しております。

第2条、本委員会の所掌事務については、管理者の諮問に応じ、ごみ広域処理施設の整備方針等について調査審議を行い、その結果を管理者に答申するものとしております。後ほど管理者より諮問書を委員長へお渡しいたします。

第3条第1項では、本委員会の委員を12人以内と定めています。第2項では委員の構成を、(1) 識見を有する者、(2) 関係団体を代表する者、

(3)組合を組織する地方公共団体の職員、(4)管理者が必要と認める者と定めておりまして、委員名簿等については、お手元の委員名簿を御覧ください。

第4条の「任期」については、本日から第2条に掲げる所掌事務が終了するまでとなり、本委員会といたしましては、ごみ広域処理施設の整備方針である基本構想の策定までとし、今年度中を予定しております。

第5条「委員長及び副委員長」については、各1人、委員の互選により これを定めることとしております。本日の議事の中で委員長・副委員長の 互選をお願いいたします。

第 6 条「会議」については、委員の過半数が出席とし、議事は出席委員 の過半数で決することなどを定めております。本日は、12 名中皆様出席し ておりますので、会議の定数を満たしていることになります。

第7条では関係者の会議への出席など、第8条では守秘義務について定めています。

第 9 条「庶務」については、事務局において処理することとしております。

第10条では、「委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。」と しており、後ほど議事の中で会議の公開について協議をお願いしたいと考 えております。

上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例については以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問や御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

4 委員長、副委員長の選出

事務局

続きまして次第の 4、「委員長、副委員長の選出」についてでございます。

先程事務局から御説明したとおり、設置条例第 5 条により、委員長と副委員長は委員の互選により定めることとされております。

選出について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「事務局に一任します」の声あり)

事務局

ただいま事務局一任との発言がございましたが、皆様、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

事務局

それでは、事務局案を御説明させていただきます。

事務局

事務局といたしましては、ごみ処理施設の整備について、多くの自治体で助言・指導を行ってきた豊富な経験をお持ちの荒井委員に委員長をお願いしたいと考えております。また、伊奈町環境審議会会長である細田委員に副委員長をお願いしたいと考えております。

事務局

ただいま、事務局案といたしまして、委員長に荒井委員、副委員長に細田委員でございました。お二人とも、御承諾いただけますでしょうか。

荒井委員、細田委員

お受けいたします。

事務局

ありがとうございます。

御承諾いただけましたので、委員長を荒井委員に、副委員長を細田委員 にお願いしたいと存じます。

それでは、荒井委員長、細田副委員長は、お席の移動をお願いいたします。

(荒井委員長、細田副委員長、委員長席・副委員長席へ移動)

事務局

それでは、委員長・副委員長就任の御挨拶をお願いいたします。

荒井委員長

初めに、荒井委員長よりよろしくお願いいたします。 委員長に選任いただきました荒井でございます。

先程申し上げたとおり、私は全国都市清掃会議というところにおりまし

て、全国のいろいろなこういった事業をお手伝いさせていただいています。特に最近は埼玉県に縁がありまして、羽生、行田であるとか、久喜であるとか、朝霞、和光であるとか、様々なところでいろいろなお手伝いをさせていただいています。

実は私のルーツは埼玉県の川口辺りにありまして、いってみればふるさとであるわけでございますので、ふるさとのために、ぜひ皆様の意見を調整しながら、よりよい計画が立てられるように努めてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、細田副委員長、よろしくお願いいたします。

細田副委員長

皆様、こんにちは。細田浩でございます。よろしくお願いいたします。

ごみ処理の問題は喫緊の問題でありますし、生活に非常に密着した問題でございますが、同時に、我々の後の世代、ちょうど森に木を植えるような感じで、我々の後の、子供あるいは孫の世代のことまで考えてやっていかなければならない問題だと思います。上尾市、伊奈町、協働して、同じ方向を向いて事を積極的に進めていけたらと思っております。

どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

5 諮 問

事務局

続きまして次第の5、「諮問」でございます。

これより畠山管理者から諮問をさせていただきたいと存じます。荒井委 員長、前のほうへお願いいたします。

(畠山管理者から荒井委員長へ諮問書を手交)

事務局

ありがとうございました。

畠山管理者、荒井委員長、お席にお戻りください。

ここで、大変恐縮ではございますが、畠山管理者は次の公務がございま すので、退席させていただきたいと存じます。

(畠山管理者退席)

6 議 事

事務局

続きまして「議事」でございますが、設置条例第 6 条では、委員会の会議は委員長が議長になるとされておりますので、荒井委員長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

(1) 会議の公開について

荒井委員長

お手元の議事次第に沿って会議を進めてまいりたいと思います。

まず第 1 点目でございますが、「会議の公開について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

会議の公開について説明させていただきます。

お配りいたしました資料②をお手元に御用意ください。

資料②の1ページをお願いいたします。こちらは上尾伊奈資源循環組合における審議会等の会議の公開に関して定めた指針になりまして、本委員会の会議につきましては、この指針に倣って執り行いたいと考えておりまして、お諮りするものでございます。

指針では、審議会等の会議を公開することにより、会議運営の透明性や 公平性を確保するとともに、組合行政に対する住民の理解と信頼を深め、 もって開かれた組合行政の推進を図ることとしております。

主な内容といたしましては、「3 会議の公開」において、会議は原則公開とすることとしております。

なお、会議は原則公開ではありますが、内容によっては秘匿に資するべき場合もあり、会議を一部非公開にすることもあるかと思われますので、 その際は、「4 公開又は非公開の決定」のとおり、委員長から皆様にお諮りして決定していきたいと思います。

この他には、会議を公開する場合は組合のホームページで周知すること、会議の公開は傍聴によるものとし、傍聴者に対し会議資料の配布等に 努めること、会議録を作成し、会議資料と併せて組合のホームページに掲載することなどになります。

なお、会議録の作成については、「7 会議録の作成」において、上尾伊 奈資源循環組合会議録作成基準によるものとするとしております。

資料の 3 ページをお開きください。こちらが上尾伊奈資源循環組合会議録作成基準になります。こちらの基準では会議録の記載事項や記載方法などを定めております。

なお、本委員会の会議録は原則全文記録とし、発言した委員の表記方法 につきましては、委員名が特定できないような形での作成を考えておりま す。

組合のホームページにつきましてはまだ出来上がっておりませんので、 出来上がるまでは両市町のホームページにて掲載したいと思います。

また、会議録をホームページなどに掲載する際に、本委員会の会議風景などの写真を掲載する場合は、その都度御了解いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次になりますが、先程、会議の公開は傍聴によるものと説明いたしましたが、会議の傍聴につきましては資料の 5 ページをお開きください。こちら、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会傍聴要領(案)のとおりに行いたいと考えておりますので、お諮りするものでございます。

主な内容といたしましては、傍聴を希望する方の手続や傍聴人の注意事項について定めております。

なお、傍聴に当たっては、委員長の許可を得た上で入室することとし、 定員は5名としております。

以上、会議の公開について委員の皆様にお諮りしたいと思います。どう ぞよろしくお願いいたします。

荒井委員長

どうもありがとうございます。

ただいまの説明について、委員の皆様から御意見や御質問はございます でしょうか。

■■委員

5ページの関係の、定員における 5 名というのは根拠とか何かあるので

しょうか。もう少し多くてもいいかという感じもします。全体に公開する という話なので、5 名という決め方が私としては納得いかないので、よろ しくお願いします。

事務局

御意見ありがとうございます。5名というのは、組合議会の傍聴人数の5 名と同じく 5 名としております。あと、会場の都合等を考えまして、今回 は大会議室という広い会場で開催できたのですが、場所によっては広い会 議室で開催できない場合もあるかと思いますので、今回は5名といたした ところでございます。よろしくお願いします。

荒井委員長

いかがでしょうか。

■■委員

はい。

荒井委員長

組合議会に倣ったということ、会場の都合もあるということですので、 5名ということについて了解をしたいと思います。

他にありますでしょうか。

■■委員

会議を開催するに当たっては、当会議を開催する日の 1 週間前までに組 合のホームページに掲載するものとするとあり、組合ホームページできる までは両市町のホームページとありますが、組合ホームページができても 両方の市と町のホームページでも公開してもよろしいんじゃないですかと 思うのですが、いかがでしょうか。

荒井委員長 事務局

事務局、ご回答よろしくお願いします。

御意見ありがとうございます。ご質問のとおり、組合のホームページが できたら組合ホームページで開催のお知らせをするとありますが、両市町 のホームページにも同じく会議開催のお知らせは掲載したいと考えており ます。ありがとうございます。

荒井委員長

ありがとうございます。上尾市、伊奈町のホームページで公開したらい かがかという意見があって、それを了承したいという事務局の回答があり ました。それでよろしいですか。

それでは、そのように取り扱いたいと思いますので、よろしくお願いし ます。

他に何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、「会議の公開について」は了承したいと思いま す。どうもありがとうございます。

引き続きまして、事務局に確認いたしますが、本日の委員会の傍聴希望 者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局

2名いらっしゃいます。

荒井委員長

それでは、傍聴人を案内していただけたらと思います。

(傍聴人入室)

(2) 上尾伊奈ごみ広域処理事業の経緯

荒井委員長

それでは、議事の(2)、「上尾伊奈ごみ広域処理事業の経緯」につい て、事務局より説明をお願いします。

事務局

上尾伊奈資源循環組合事務局の池田と申します。上尾伊奈ごみ広域処理 事業の経緯について説明させていただきます。

それでは、2ページを御覧ください。

上尾市西貝塚環境センター、伊奈町クリーンセンターの処理施設は、上

尾市西貝塚環境センターの焼却施設が平成10年3月稼働、伊奈町クリーンセンターの焼却施設が平成元年4月稼働であり、ともに稼働開始から20年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、後継施設の検討が必要となりました。

そこで、後継施設の建設は、上尾市と伊奈町でごみ処理の広域化を進めることとし、平成30年6月に上尾市伊奈町ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書を締結しました。この合意に基づき、平成30年8月に、上尾市長、伊奈町長、市町の幹部で構成される上尾・伊奈広域ごみ処理協議会を設立し、候補地の選定に向けたスケジュール、各種計画の策定などの協議を進めることとなりました。

3ページを御覧ください。

候補地の決定においては、公平な基準が必要であったため、候補地選定 の基礎となる候補地選定基準を、上尾・伊奈広域ごみ処理協議会で協議の 上、平成31年4月に策定しました。

候補地選定基準については 4 ページを御覧ください。こちらは上尾・伊奈広域ごみ処理施設候補地選定基準より抜粋したものですが、新しいごみ処理施設は、環境負荷の低減を図るとともに、再利用が可能なごみについては効率よく資源化してリサイクルを進めるという考え方から、新施設では、ペットボトルの分別だけではなく、現在、上尾市では可燃ごみとしている容器包装プラスチックについても分別する方向で検討が進められました。

3ページに戻ります。

その選定基準等を条件とし、令和元年 6 月~8 月に候補地の公募を実施しました。また、令和元年 7 月には上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議を設置し、上尾市長の諮問を受ける形で候補地評価基準を検討することとなりました。

令和2年3月に建設候補地評価基準検討会議から建議を受けた候補地評価基準を策定し、地図上から抽出した候補地と公募地を比較する基準を定めました。その候補地、評価基準により、地図上から抽出された候補地と公募のあった候補地を評価し、令和2年8月に開催した上尾・伊奈広域ごみ処理協議会における協議の結果、伊奈町大字小室地内の公募地を建設候補地に決定いたしました。

5 ページを御覧ください。建設候補地の決定場所について説明いたしま す。

建設候補地は、地図の色をつけた箇所となります。北側に県道さいたま 菖蒲線、西側に原市沼川、南側が今後整備する予定の都市計画道路上尾伊 奈線に囲まれた場所となります。

6ページを御覧ください。

建設候補地決定後、令和 3 年 1 月に両市町の住民や有識者から成る上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議を設置し、広域化におけるごみの分別・収集の統一の検討を始めました。

また、令和 4 年 2 月には、広域ごみ処理施設の整備の促進に関し、一部 事務組合を設立することに合意し、上尾市伊奈町広域ごみ処理施設の整備 促進に関する合意書を締結しました。

令和4年3月には、上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議において、ごみ

分別・収集体制案を策定し、伊奈町長に建議しました。それを基に、令和 4年3月に上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画を策定しました。

その後、令和4年11月には、上尾・伊奈広域ごみ処理協議会において、 令和4年2月に締結した合意書に基づき、一部事務組合の議会に関するこ と、執行に関すること、経費負担に関することなどを協議し、上尾伊奈資 源循環組合規約案を定めました。

その後、令和4年12月に一部事務組合規約の協議について市町の議会の 議決を得ています。

7ページを御覧ください。

令和4年12月の議決を受け、令和5年1月に埼玉県に一部事務組合の設立許可を申請し、令和5年2月に埼玉県から一部事務組合の設立許可を受けました。

それを受け、令和 5 年 3 月に上尾・伊奈広域ごみ処理協議会は解散しました。

そして、令和 5 年 4 月 1 日に上尾伊奈資源循環組合を設立し、広域による新たなごみ処理施設の整備・運営は上尾伊奈資源循環組合が担うこととなりました。

今回のごみ処理施設建設検討委員会は、上尾伊奈資源循環組合が新たに 建設する一般廃棄物処理施設等の整備に係る必要な事項を調査審議するた めに設置した委員会となります。

8 ページを御覧ください。最後に、残された課題について説明いたします。

これは、令和 4 年 3 月に策定された上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画において、残された課題とされた内容となります。残された課題には、市町が中心となって対応するものと組合が中心となって対応するものがございますが、8 ページの下線を引いた部分が検討委員会の場で議論する可能性がある場所となります。

まず 1 つ目が、プラスチック資源循環促進法を踏まえたプラスチック製品の分別の検討。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律というものが令和 4 年 4 月 1 日に施行され、容器包装プラスチックだけではなく、これまで可燃ごみ、もしくは不燃ごみとして処理されてきた製品プラスチックについても、分別、回収、リサイクルを進める仕組みができました。他自治体の最新の事例を調査し、プラスチックごみの分別方法等を再整理し、処理対象品目等を検討する必要があります。

その他に、「②粗大ごみの分類、処理費用等の統一」、「③ビン、紙類・布類等の分別内容や排出方法について、新施設の処理工程や整備内容を踏まえての検討」、「④牛乳パック、蛍光管・水銀計・電球、廃乾電池、ライター、小型家電について、リサイクルセンターやストックヤードの有無など詳細を検討」、「⑤両市町における安定的かつ効率的な収集体制の検討」、「⑥分別区分の詳細区分の統一」、「⑦排出容器のルールが異なるごみについて排出容器の統一」等の課題が残されております。

処理方法に関すること、施設整備に関することについては、今後、検討 委員会で議論していくこととなると思いますので、検討委員会の場での御 意見を頂けますようお願いいたします。

経緯説明については以上となります。

荒井委員長

どうもありがとうございます。

経緯説明ということで、今後のこの委員会が取り組むべき方向について も述べていただきました。

事務局

事務局から先程の資料の説明で 1 か所訂正がありますので、よろしいでしょうか。

荒井委員長

はい。

事務局

資料の3ページで、令和元年7月の、上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議を設置し、上尾市長の諮問を受ける形でと説明いたしましたが、正しくは伊奈町長の諮問を受ける形となります。おわびして訂正させてください。よろしくお願いします。

荒井委員長

役割分担して伊奈町長の諮問だということです。伊奈町に設置するから 伊奈町長さんの所管で検討したということだと思います。

今の説明について御意見がございましたら、よろしくお願いします。

取りあえず経緯と、8 ページに「残された課題」ということで整理されていますが、これについては過去の話も含んでおりますので、了承するということでよろしいでしょうか。

■■委員

「残された課題」の①プラスチック新法を踏まえたプラスチック製品の 分別の検討というのは、分別するか否かをこの委員会で検討するというこ となのですか。分別収集は市町の分担で、この委員会では何を検討するの かというのを教えてください。

荒井委員長

いかがでしょうか。8ページの①、「プラスチック製品の分別の検討」ということですが、分別とは具体的に何なのということだと思います。

上尾市環境政策課

今、■■委員から御指摘いただいたとおりなのですが、分別については 基本的には市町で対応することになりますので、またこの委員会とは別途 で我々の方で検討してまいります。

■■委員

下線の内容をこの委員会で検討すると説明されたので、それであれば、委員会では何を検討するのですか。

荒井委員長

分別と書いてあるが、分別自体は市町の所管だということなので、分別 がなくなると何をやるのという質問だと思います。

事務局

確かに分別の検討について行うものではなく、分別の検討の結果、施設 に影響する部分については検討していくことになるかと思います。

荒井委員長

プラスチック資源循環促進法ができていますから、資源化をどうするかという問題を整理して、それを市町に引き直していくという方法をとらない限り、なかなかうまくいかないと思われます。資源化するか否かというのは施設整備との関係が出てきますから、資源化の方向性、在り方について検討して、それを市町の分別の在り方に反映する、そういう筋書きになるのかと思います。

■■委員

分別収集するのは市町で選択して、この施設を設置するか否か、ここに 設置するのか外部に出すのか、どちらがいいかというのをここでやるとい うことでいいのですか。外部に委託するのか、自分のところで設置して、 自分で出すようにするのか。

事務局

施設の規模に大きく関わってくる内容だと思いますので、検討したいと 思っております。

荒井委員長

どちらにしろ、プラスチック資源循環促進法を受けて、プラスチックを どのように処理していくのかということを整理すると。それについては、 施設整備もあるし、外部委託という方法もあるし、それをこの委員会の中できちっと整理をするということだと思いますので。

■■委員

分かりました。

荒井委員長

それでは、ごみ広域処理事業の経緯については了承することでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

荒井委員長

どうもありがとうございます。

(3) 今後の検討事項

荒井委員長

続きまして(3)「今後の検討事項」について、事務局から説明をお願い します。

事務局

それでは、資料④「(3) 今後の検討事項」について御説明いたします。 2ページから御説明いたします。

先程の議事説明で、平成30年頃から両市町によるごみ処理の広域化の合意、そして候補地の決定、そしてごみ処理広域化に関する基本計画を策定し、施設整備を担当する私ども一部事務組合を立ち上げたというような過去5年間の経緯を御説明いたしました。

上尾市と伊奈町は、現在、ごみの分別・収集・処理、一部同じところもありますが、それぞれがほとんど別々の方法で行っているというところになっております。ごみ処理の広域化を実現するためには、こちらの資料の中にございますが、(1)両市町のごみ・資源の「分別」方法、(2)両市町のごみ・資源の「収集」方法、そして(3)は、収集されたごみ・資源の「処理」方法、こういったようなことを決定していかなければ、広域化、一緒に進めるというところが実現できないということになっております。

令和 2 年から 3 年にかけて両市町が策定したごみ処理広域化のための基本計画では、この (1) ~ (3) のうち、主に (1) と (2)、分別や収集のことを中心に審議をいたしましたが、時間の制約であったりとか、もしくは、ちょうど審議途中、プラスチック資源化などの社会情勢の変動もございましたので、幾つかの課題を残した状態で今に至っています。ですので、この (1) と (2) については、これまでどおり、行政としての上尾市と伊奈町が検討を継続し、令和 7 年度頃をめどに方針を決定することとしております。先程■■委員から御質問のあったプラスチックの資源の分別・収集方法等についても、上尾市と伊奈町が継続して審議という形になっております。

そして、この委員会の主要な検討事項については、分別・収集ではなく、(3)の「処理」の部分となっております。つまりは、どのようなごみ処理施設を建てるかというところ、処理をどうするかというところが処理施設をどのようにしていくかというところにございますので、皆様に御審議いただくのは、処理をどうしていくか、処理施設をどうしていくかというところでございます。

なお、(1) と (2)、分別と収集については両市町、(3) が組合といったように事務上の分担はしておりますが、どのように分別・収集をするかによって、ごみ処理施設の設備の内容は変わってまいりますし、また、その逆に、土地の制約上、面積であったりとか、そこに設置できるもの、の内

容等に応じて分別・収集の在り方が変わってくる可能性もございますので、今後、両市町と組合、常に連携をしながらこの委員会の運営を行えればと考えております。

次のページに移動いたします。3ページを御説明いたします。

それでは、この検討委員会、調査審議することになる新たなごみ処理施設の整備に関すること、この検討委員会の審議事項になりますが、この内容について、まずスケジュール感を皆様にお示ししたいと思います。

新施設は、10 年後の、令和 15 年度の稼働を目標としております。この 10 年間で実施することを 1 年ごとに大まかに御説明いたします。

「実施内容」というところに基づいての御説明になりますが、まず 1 年目である令和 5 年度は、施設整備のための基本的な構想の策定、これが今年、皆様に御審議いただく内容となります。そして、ここで出来上がった基本構想を受け、2 年目と 3 年目、令和 6 年度と令和 7 年度には、施設整備のためのより具体的な基本計画を策定いたします。

そして、この基本計画が出来上がりますと、新たな施設の具体像が明らかになってきますので、この基本計画を基にして 4 年目と 5 年目、令和 8 年度と 9 年度になりますが、建設等を行う事業者であるプラントメーカーに発注をかけるための仕様、こういったものを検討・作成し、工事発注の準備を行う 2 年間となります。

また、実際の工事がその後始まっていきますが、この建設工事に入る前までに、この工事がこの施設整備予定地及びその周辺の環境にどのような影響を及ぼすか、もしくはその影響に対してどのような対策を取るべきかということを数年かけて調査をいたします。この調査は、主には環境アセスメント等と呼ばれ、処理トン数の違い等に応じて根拠法令が異なってくるものとなりますが、数年をかけて環境への影響を調査するという段階もございます。

このように、今後、5年間実施する基本構想、基本計画、仕様書等の作成や環境アセスメントといった、建設前の計画や調査に当たるものとなっております。「事業区分」、「調査・計画」では、まず調査・計画の5年間があり、この5年間で話し合って決定した内容が、10年後に稼働するごみ処理施設の歩み方を決めるという形になります。

そして、この調査・計画、前半 5 年間が終了すると、用地取得を同時並行で経ながら、最後の 4~5 年をかけて実際の建設工事へと進んでいくという流れになります。建設工事においては、ごみ処理施設の建物の建築、ごみ処理のための多くの機械や設備の設置、そのような形で完成を目指してまいります。

完成、稼働まで10年あるとは申しても、後半の4年程度については実際の建設工事になりますので、実質的に新しいごみ処理施設の在り方を話し合うのは、これからあと5年間しかないということになりますので、10年後には稼働し、その後30年近く稼働し続ける施設のことを話し合う、短い5年間という形になりますので、今年の基本構想だけではなく、来年度からの基本計画も含め、話合い、検討すべき事項をしっかりと明確化しながら、丁寧でスピード感のある検討を行っていきたいと考えております。

4ページの説明を進めさせていただきます。

新しいごみ処理施設の整備を行う上で、基本構想や来年度以降の基本計

画の中で決めておかなければならないことはどのような事項かというと、1つ目に基本的なコンセプトは何か、2つ目に処理対象物は何で、その処理量はどのくらいの量になるか。3つ目にどのような設備が必要で、その設備の規模はどのくらいか、4つ目に設備の配置方法や動線をどうするか、5つ目に公害防止対策をどうするか、そして、災害時、この施設の運営等をどう考えるか、災害対策をどうするか、そして最近では、ごみ焼却の際に生まれた熱をエネルギーとして利活用するというのが一般的ですので、この発生エネルギーをどのように利活用していくか、などを検討する必要がございます。

そして、これらの中には、処理対象物もしくは必要設備というように、委員会等での検討というよりは、両市町でどのようにごみが排出されているか、排出されたごみの組成はどうなっているか、またはどのような資源をリサイクルしていくかといったような諸条件によって、おのずからその方向性が定まっているような感じを持つようなものもございます。両市町のごみ減量の考え方、もともと推測していたごみ排出量がこのように減っていくというような数値どおりに施設を整備していくか、もしくは多少余裕を持たせるのか、そういったような形で、両市町で出ていく数字をただそのまま施設に応用するというだけではなくて、そういった諸条件や数値によって定まると考えられるものであっても、市民・町民の方々、もしくは行政の意見を取りまとめながら、委員会の中で審議をしながら大きなコンセプトや方向性を定めていく必要がございます。

5ページに説明を進めさせていただきます。

今お話ししたように多くのこと、今後、計画段階の中で、向こう 5 年間の中で決めていかなければいけないという形になりますが、そういった前提の下、基本構想もしくは基本計画の中ではどういったことを具体的に話し合い、決めていく必要があるかでございますが、お配りした資料、国の「一般廃棄物処理施設整備手順マニュアル」では「施設整備基本構想で記載する内容を定めている法令はありません」という形になりまして、今年度策定する基本構想については、法令等で策定が義務づけられているものではございません。ですので、これを書かなければいけない、ここまで書いておかなければいけないというところが、一定の決まり事がないものとなります。

ただ、それでも多くの自治体では、基本構想という名称ではなくても、 基本方針という名称などで、多くの自治体で定めていること、大まかには 国がまとめたところによると、「ごみ処理の現状と課題の整理」、「最新の ごみ処理技術の動向調査」、「ごみ量・ごみ質の長期見通しを踏まえ、最適 な処理システムの選定」などについて、施設整備の基本構想を取りまとめ るという形で、話し合い、記載しているようです。

6ページの説明をいたします。

来年度からの話にはなりますが、今年の基本構想が終わった後、基本計画についてはどのようなことを定めているかというと、国のマニュアルでは、「施設整備基本計画」において、「施設整備基本計画は、計画目標年次における計画処理区域内のごみを適正に処理するために必要な処理施設について、建設基本方針、事業計画を定めるもの」となりまして、基本方針で話し合ってきた内容が建設の基本方針や事業計画という具体的な方向ま

で進んでいること、このようなものを記載するものとなっております。 7ページの説明をいたします。

御説明した、一般的に他の市町村等もつくっている基本構想、基本計画の在り方を大まかにまとめますと、まず基本構想は、ごみ処理の現状・課題や最新のごみ処理技術の動向などの情報を収集し整理する。そして、この収集し整理した情報を基にして、ごみ処理施設の基本的なコンセプトをまとめる。そして、一歩進んで基本計画になると、基本構想を基に、必要な施設の種類や規模を定め、ごみ処理施設の具体的な建設方針を決定するという流れとなります。

そして、基本計画がまとまると、その後は建設工事の発注過程へと進むため、発注仕様書や要求水準書等の策定を開始するという流れになります。

8ページに説明を進めます。

先ほど御説明したのは一般的に他の自治体で大体どういったところをお話をしているかということでございますが、こういったことを前提として、本委員会、基本構想のお話合いの中でどういったことを検討課題としてまいりたいか。ここにお示ししたところを事務局としてはこの 1 年間での検討課題としてまいりたいと考えております。

まず1つ目は、「建設用地の現状と課題の整理」です。対象処理品目について情報を収集するとか、計画される平均処理量、1日当たりの処理トン数、もしくは、施設規模、周辺の土地利用状況、周辺の土地利用状況と重なるものではありますが、高圧線の状況や原市沼川の拡幅計画、もしくは、今後この施設の南側のところ、計画が進んでいる都市計画道路上尾伊奈線、公害防止条件といったような、この施設が整備予定をしている場所であったりとか、もしくはこの施設の中で処理をするごみの現状の状況等の情報を収集・整理する。

- 2 つ目は、「ごみ処理技術の動向を調査する」です。これは最新の技術的動向。既に稼働しているごみ処理施設だけではなくて、現状研究が進んでいるもの等も含めて広くこういった情報を収集・整理する。
- 3 つ目は、「処理方式及び施設機能の検討」です。これは処理方式であったりとか、施設が有する機能を複数検討する。
- 4 つ目は、「施設整備基本構想」です。より具体的な、施設の基本的な構想ですが、これは少し踏み込んだ内容で、例えば電気・機械設備、土木・建築、余熱利用、地域貢献、財政手法もしくは事業手法といったようなところを検討事項として挙げさせていただければと考えております。

なお、この検討事項ですが、これはあくまで処理施設の方向性、基本構想段階では方向性を定めるという類いのものになりますので、複数検討であったりとか、もしくは情報の収集・整理という段階のものでございます。この内容で決定して今後進めるというような最終案まで取りまとめる予定はございません。

次の9ページに説明を進めます。

今後検討事項としたいことの話合いをするため、基本構想策定のための本委員会につきましては、今年度中、今回を合わせて計 5 回の開催を予定しております。日程の詳細、日時等については次の議事での御説明になりますので、大まかに御説明いたしますと、第 2 回目を今年の 10 月、第 3 回

目を11月、第4回目を年明けの1月、最後の第5回目を3月に予定しております。

今後、この検討委員会ですが、第 2 回は場所を記載しているのですが、 上尾市西貝塚環境センターとしております。皆様の中には、現在のごみ処理施設、既に上尾、伊奈で稼働している現在の既存処理施設の詳細、内容等を見たことがない方とか、または、ごみ処理技術、今後この委員会の中で挙がる用語の中には専門的な用語もございますので、こういったようなごみ処理施設の用語等を御存じでいらっしゃらない方もいらっしゃると思います。ですので、次回の第 2 回目につきましては、上尾市西貝塚環境センターの会議室をお借りして検討委員会を行うとともに、それに先立ち、西貝塚環境センターの既存施設の施設見学、そして、そこから戻ってきてから、例えばごみ処理施設等に関する説明、専門用語等についての勉強会を開催させていただき、それから検討委員会に移るということを想定しております。

なお、今後計 5 回という話合いになるのですが、今年度中に基本構想を 策定するということになってくると、来年早々には基本構想の素案の取り まとめをし、年明けの 2 月頃、この予定表の中でも 4 回目と 5 回目の合間 に、令和 6 年 2 月、「パブリックコメントの実施」とございますが、市民、 町民の方々から広く御意見を伺うためのパブリックコメント、基本構想の 素案についてのコメントを実施したいと考えております。ですので、計 5 回というお話はさせていただいているのですが、実際には 10 月の第 2 回、 11 月の第 3 回、この合計 2 回で御説明した複数ある検討事項についての御 審議をいただく。そして、この年末までに事務局で素案の案を作成した上 で、年明けの第 4 回で素案の取りまとめという形に移行いたしますので、 短いスケジュールであるだけではなくて、次回と次々回、第 2 回と第 3 回 での検討事項の内容をお示しさせていただいています。

このように短いスケジュールの中で多くのことを御審議いただくことに はなりますので、その都度、御審議いただく事項をしっかりと明確化しな がら、分かりやすい説明に努めてまいります。

以上で議事の(3)、「今後の検討事項」について、事務局からの説明となります。ありがとうございました。

今の説明では、令和15年度から稼働を開始するために今年度から準備を

どうもありがとうございます。

お願いします。

進めていくということで、基本構想、基本計画、工事発注の準備、詳細設計、工事、稼働開始という手順になっているということでございます。今年度につきましては基本構想を策定するということです。基本構想の内容については、整備するべき施設のアウトラインを決めていく、コンセプトを決めていくという内容だということでございます。さらに言うならば、今年度中に決めるためには、第1回、第2回、第3回という手順を踏んで皆様方の意見を聴取して、第4回以降については、取りまとめを実際にして、パブリックコメントを行う。パブリックコメントの状況を反映した形で最後の基本構想最終案の取りまとめをする。そういう手順で進めたいということでございます。何か御意見、御質問がございましたら、よろしく

では、私のほうから聞きますが、基本構想と基本計画というのがあっ

荒井委員長

て、基本構想については法律的に義務づけられているものではないが、一般的にどの市町村もつくっているケースが多いということですが、ごみ処理の現状や課題、最新のごみ処理技術の動向などの情報を収集し整理する、それから、ごみ処理施設の基本的なコンセプトをまとめるということですので、ある意味では広く情報を集めて、必ずしも将来的に採用する、採用しないはともかくとして、広く、こんな処理方式がある、こんなやり方がある、こんな考え方があるということをまず整理をするという理解でよろしいでしょうか。

事務局

荒井委員長

そうでございます。

そうすると、ここはいろいろな経験、いろいろな経歴、いろいろなポジションにいる方々がいらっしゃるが、それぞれの立場からそれぞれの意見を述べていただければよろしいというふうに考えてよろしいですか。

そうです。

だから、自由な議論ができるというふうなことでいいのでしょうか。そのとおりでございます。

どうもありがとうございます。

そういった形で、皆様方の意見を聞きながら、いろいろな意見を言っていただいて、いろいろな角度から検討していきたいということだと思いますので、いかがでしょうか。改まるとなかなか意見が出ないとは思うのですが、自由に思ったことを言っていただいて、それをきっかけとして皆さんで議論するということもあり得る話ですので、ぜひそういった方向で意見を広く言っていただけたらなと思っています。

3 ページの環境アセスメントの説明の中で、処理量によっては変更があるようなお話を伺っていたのですが、次回、年間処理量の検討と対象処理品目の検討をする中で、例えば、ここの施設の中で処理をしない、持ち込まないで直接処理をするというふうになったら、その部分は処理量から減らされるので、環境アセスメントをする必要があるかどうかというところに影響があるのかどうか。200t/日以上の場合は環境アセスメントが必要とかというのがあったと思うのですが、ここに直接搬入しないで処理した場合にはそこから引かれるということでよろしいのでしょうか。

アセスメントが必要な施設規模、処理方式ということです。

環境アセスメントは、処理トン数が1日当たり200t以上の場合については埼玉県条例に基づく環境影響評価、200t/日未満の場合については、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査(ミニアセス)を実施することになり、200t/日以上の方が手続が膨大になります。一方、200t/日未満になると、廃棄物処理法に基づくものではあるのですが、環境の調査対象が生活環境だけとなり、環境影響評価では動植物や自然環境も対象となるので、調査範囲が広がります。これについては、200t/日以上となるかどうかというところが問題となるのですが、これについて、御質問いただいたとおり、その施設におけるの処理トン数の合計が200t/日以上かどうかで考えてまいりますので、施設に搬入されず、複数の場所で処理をしたりとか、民間の委託業者にそのまま資源物が行く場合などについては、処理トン数としては数えられないので、アセスメントは行うのですが、どちらの方法で行うかについては、この施設の処理量に含まれるかどうかが影響を及ぼすものにはなっております。

事務局 荒井委員長

事務局 荒井委員長

■■委員

荒井委員長 事務局 今回、基本構想の中では、処理トン数、おおよその予測、概算量などを考えていくことにはなりますが、入ってくるごみの量については、両市町の分別・収集の考え方などと相互に関係するところになりますので、今後、両市町ともよくよく連携し、検討しながら、来年度以降、どちらの環境アセスメント調査を行うかも含めて今後審議をしてまいりたいと考えております。

荒井委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。200t/日というところで内容が大分変わってしまうと、アセスそのものは、どちらにしろ、施設を設置する場合、実施しなければいけないのですが、それが条例によるアセスなのか、廃掃法による生活環境影響評価なのか、それが200t/日という線が引かれているということだと思います。

他に何かございますか。今日はアウトラインをお話しして、皆さん方が 検討すべき中身についてお示しするということが主たる目的だと思います ので、何を行うか分からないという声がございましたら、ぜひ言っていた だければと思います。

特にないようでしたら、この説明を了承するということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

荒井委員長

どうもありがとうございます。

それでは、「今後の検討事項」については了承するということにいたしたいと思います。

(4) 今後のスケジュール

荒井委員長 事務局 議事(4)「今後のスケジュール」について、事務局より説明願います。 資料⑤「今後のスケジュール」に沿って御説明いたします。

先程の検討事項の御説明事項の中で、本検討委員会は今年度中に合計 5 回開催させていただく予定であるとお伝えいたしました。

第 2 回目以降の日時でございますが、時間の都合上等も踏まえ、事務局で日時を設定させていただきました。第 2 回目は 10 月 11 日 (水) 13 時から西貝塚環境センター、第 3 回目は 11 月 29 日 (水) 14 時から、場所は今のところ未定となっております。第 4 回は年明け 1 月 23 日 (火) 14 時からで、場所は未定となっております。最後の第 5 回は 3 月 26 日 (火) 午前 10 時からで、こちらも場所については未定となっております。

なお、第 2 回の開催場所については、上尾市西貝塚環境センターでの施設見学及び勉強会も兼ねての開催となります。第 3 回~第 5 回は場所が未定となっているのですが、今後、各開催日前にお送りする開催通知の中で詳細をお伝えできればと考えております。

「(4) 今後のスケジュール」の説明については以上でございます。 どうもありがとうございます。

荒井委員長

「今後の検討事項」の中で説明がありましたが、第2回、第3回で検討して、第4回で素案をまとめる、そして最終案を第5回でまとめるという非常に忙しいスケジュールになっていますが、その回に応じて必要な検討用の材料となる資料は事務局から用意して、お示しいただけるということでよろしいですか。

事務局

そのとおりでございます。

荒井委員長

不安をお持ちの方もいらっしゃるかと思いますが、検討用の素材となる 材料はお示しいただけるということですので、それを基に皆さんで議論を してまいりたいと思っています。

今後のスケジュールについて何か御意見、御質問がありましたら、よろ しくお願いします。

ないようでしたら、日時が決まっていますが、この日はぜひ空けておいていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、これで議事の全てが終了いたしましたが、委員の皆様から本 日の検討委員会全体を通して御意見等はございますでしょうか。

特にないようでしたら、今後何回か委員会を重ねていく中で、分からないことは事務局に投げかけて、事務局の説明を聞いていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで取りあえず議事の全てが終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

荒井委員長、ありがとうございました。

7 その他

事務局 事務局

続きまして次第の7、「その他」ですが、事務局から何かございますか。 事務局より1点連絡事項がございます。

本日の委員会の議事録についてでございますが、本日の委員会の結果につきましては、事務局で議事録を取りまとめの上、荒井委員長に御確認いただきます。その後、荒井委員長に御確認いただきましたら、委員の皆様に議事録という形でお送りさせていただきます。その際、今日、畠山管理者から荒井委員長にお渡しした諮問書についても、委員の皆様に、写しという形にはなるのですが、お送りさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

ただいまの説明について、委員の皆様から御質問や御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

8 閉 会

事務局

以上をもちまして第 1 回上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検 討委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午前 11 時 01 分 閉会